

## 柏市条例第7号

### 柏市いじめ問題対策連絡協議会条例

#### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定により、柏市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 協議会は委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は指名をする。

- (1) 学校の関係者
- (2) 教育長その他教育委員会の関係者
- (3) 児童相談所の関係者
- (4) 地方法務局の関係者
- (5) 千葉県警察の関係者
- (6) 人権擁護委員
- (7) 医師
- (8) 弁護士
- (9) 教育に関する学識経験のある者
- (10) その他教育委員会が必要と認める者

#### (会議)

第3条 協議会の会議は、必要に応じて教育長が招集し、その議長となる。

2 教育長に事故があるときは、あらかじめ教育長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

## 柏市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年条例第 号）に基づき設置された柏市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 月 日から施行する。